平成２６年（フ）第４１５号
静岡県袋井市天神町１丁目15番地の１　北中棟
債務者　大場　則幸
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江間　吉洋
4　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木545番地
債務者　森本　純司
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤あすみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８号
福岡県久留米市宮ノ陣町若松2195番地
債務者　平田　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６４３号
宮城県岩沼市館下１丁目５番26―506号、従前の住所宮城県岩沼市末広２丁目９番19号
債務者　菅原　和樹
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
群馬県前橋市広瀬町１丁目22番地７
債務者　川本　　武
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７９号
山梨県甲府市下石田２丁目８番４号
債務者　望月まさ代
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
広島市安芸区矢野南５丁目４番39―1003号
債務者　宇根　一浩
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２号
茨城県小美玉市下馬場486―５坂本住宅３号、住民票上の住所山形県米沢市丸の内１丁目12番10号
債務者　大竹　昌一
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県芦屋市楠町12番15―106号
債務者　井原　正人
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
大津地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３２２号
和歌山市四番丁26番地―２　四番丁ハイム301号室、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町名古曽169番地の６
債務者　堀田　利彦
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１６号
北海道亀田郡七飯町字大沼町470番地20
債務者　堀井　裕二
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇155番地の２
債務者　長谷部國夫
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第５７号
北海道北見市とん田西町230番地７　コーポイシダ103号
債務者　西田　義幸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
茨城県石岡市南台３丁目11番２号　サンライフなつ美E
債務者　狩谷　陽香
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０５号
岡山県倉敷市東塚３丁目６番28号　ニューシティタナベB103号
債務者　阿部由美子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市玉島乙島7360番地７　セジュール乙島103号
債務者　舟越　裕美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係